

鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第204号）新旧対照表 第16条関係

改正後			改正前		
○鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例 平成16年10月19日 鳥取市条例第204号			○鳥取市立温泉館の設置及び管理に関する条例 平成16年10月19日 鳥取市条例第204号		
第1条～第15条（略） 別表第1（第7条関係）			第1条～第15条（略） 別表第1（第7条関係）		
1 浜村温泉館			1 浜村温泉館		
(1) 温泉利用料			(1) 温泉利用料		
区分		金額	区分		金額
一般浴場	一般	1人1回につき440円	一般浴場	一般	1人1回につき430円
	小学生、中学生	1人1回につき220円		小学生、中学生	1人1回につき210円
家族浴場		1時間につき3,300円	家族浴場		1時間につき3,240円
備考 宿泊者については、宿泊料に含む。			備考 宿泊者については、宿泊料に含む。		
(2) 宿泊料			(2) 宿泊料		
区分		金額	区分		金額
一般		1人1泊につき4,400円	一般		1人1泊につき4,320円
小学生		1人1泊につき3,300円	小学生		1人1泊につき3,240円
幼児		1人1泊につき2,200円	幼児		1人1泊につき2,160円
3歳未満児		無料	3歳未満児		無料
(3) 貸室料			(3) 貸室料		
区分	定員	金額	区分	定員	金額

		1日につき	半日につき
80畳	60人	17,600円	8,800円
20畳	14人	4,400円	2,200円
18畳	12人	3,300円	1,650円
10畳	7人	2,200円	1,100円
8畳	6人	1,980円	990円
6畳	4人	1,460円	730円
備考			
1 半日とは、4時間以内をいう。			
2 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額の5割増の額とする。			
2 しかの温泉館			
温泉利用料			
区分		金額	
一般		1人1回につき440円	
小学生、中学生		1人1回につき220円	

		1日につき	半日につき
80畳	60人	17,280円	8,640円
20畳	14人	4,320円	2,160円
18畳	12人	3,240円	1,620円
10畳	7人	2,160円	1,080円
8畳	6人	1,940円	970円
6畳	4人	1,440円	720円
備考			
1 半日とは、4時間以内をいう。			
2 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額の5割増の額とする。			
2 しかの温泉館			
温泉利用料			
区分		金額	
一般		1人1回につき430円	
小学生、中学生		1人1回につき210円	